

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る農業共済事業会計の資金不足比率公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により令和元年度茨城北農業共済事務組合、農業共済事業会計の経営健全化（資金不足比率）を次のとおり公表します。

令和元年度 公営企業資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率（％）	経営健全化基準
農業共済事業会計	—	20％

資金不足比率（※）については、資金不足額がないため、比率は発生しませんでした。

※公営企業の資金不足を指標化し、経営の深刻度を示す比率